

定 款

2024年 6月 27日 改訂

オイレス工業株式会社 定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、オイレス工業株式会社と称し、英文では OILES CORPORATION と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 要滑部機材（オイルレスベアリング）の製造および販売
2. 精密機械、工作機械、運搬機械、事務用機械および部品の製造ならびに販売
3. 建築・土木構造物用機材の製造および販売
4. 建築工事、土木工事、鋼構造物工事、とび・土工工事、内装仕上工事、建具工事、機械器具設置工事の請負および設計施工
5. 通信用機器および電気機械・器具部品の製造ならびに販売
6. 前各号の業務に関連する研究開発の受託
7. 不動産の賃貸および管理
8. 前各号の業務に関連または付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神奈川県藤沢市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しておこなう。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、15,320万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株式取扱規程)

第9条 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料については、法令またはこの定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(単元未満株式についての権利)

第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項に定めるほか、必要がある時は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要

ある時に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 当会社の株主総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれをおこない、その議長になる。

② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにかわる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会決議事項)

第16条 当会社は、株主総会において、当会社の株式の大規模買付行為への対応方針の導入、変更、継続および廃止に関する決議をおこなうことができる。

② 当会社は、新株予約権無償割当に関する事項について、取締役会の決議による場合のほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。

(決議方法)

第17条 当会社の株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれをおこなう。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上でおこなう。

(議決権の代理行使)

第18条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

② 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席して、その議決権の過半数をもっておこなう。
- ③ 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- ④ 補欠の監査等委員である取締役が予選された場合の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第21条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名のほか、取締役会が必要と認める役付取締役を選定することができる。

(執行役員)

第23条 取締役会は、その決議によって執行役員を選定し、業務執行を委ねることができる。

- ② 執行役員に関する事項は、この定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める執行役員規程による。

(顧問および相談役)

第24条 取締役会は、その決議によって顧問または相談役を置くことができる。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

る。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。ただし、その細目については、取締役会の定めるところによる。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(招集権者および議長)

第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、その議長になる。

② 代表取締役が複数の場合および代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序による。

③ 前二項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第29条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第30条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれをおこなう。

② 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。

③ 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 31 条 取締役会に関する事項は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 32 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 33 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 34 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれをおこなう。

② 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。

(監査等委員会規程)

第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 37 条 当会社の剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対しおこなう。

(中間配当)

第 38 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をおこなうことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 39 条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。